



機能要件	ID0350110	誤記・整合性	「オンサイン」「オンライン」でしょうか。	誤記の確認です。		実績なし						検討対象	ご意見の通り、誤植の認識です。「オンサイン」⇒「オンライン」に修正します。	オンライン再審査請求システムの利用における、 <b>オンライン</b> 請求ユーザ設定情報が登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・電子証明書ダウンロードサイトユーザID ・電子証明書ダウンロードサイトパスワード ・オンライン請求ユーザID ・オンライン請求パスワード	反映済み	非論点
機能要件	新設	機能追加	連携ID:035e007(①レセプト管理システムが、②生活保護システムに、③レセプト点検情報を、④提供する)に対応する機能要件を追加していただきたい。	機能別連携仕様で実装必須となっているが、機能要件が不明のため。		実績なし	実績なし					検討対象	ご意見の通り、生活保護システムの機能要件には、機能ID-0211568「レセプト管理システムから、レセプト点検情報を取り込みできること。」が定義されているものの、レセプト管理システムには、「生活保護システムにレセプト点検情報を提供する」旨の機能がなく、そのため、機能要件を追加します。	以下の機能要件を追加する。 「生活保護システムにレセプト点検情報を提供できること」 実装区分:実装必須機能 要件の考え方・理由: 【2.1版】 標準仕様書2.0版の作成にあたっての検討会の議論の結果、監査資料の作成に関する機能として、生活保護システムに「レセプト管理システムから、レセプト点検情報を取り込みできること。」という機能要件を追加していたが、レセプト管理システムにおいて、レセプト点検情報を提供できる機能要件が不足していたため、機能要件を追加。 なお、機能要件については、以下の関連資料も参照すること。 ・令和5年度生活保護法施行事務監査資料における実施機関関係の「20 医療扶助の運営状況(4)」 ・令和5年度生活保護法施行事務監査資料における実施機関関係の「20 医療扶助の運営状況(5)」 ・令和5年度生活保護法施行事務監査資料における都道府県・指定都市本庁関係の「15 医療扶助の運営状況 (3)」 ・令和5年度生活保護法施行事務監査資料における都道府県・指定都市本庁関係の「15 医療扶助の運営状況 (4)」 適合基準日:令和9年4月1日	反映済み	非論点
機能要件	ID0350157(マスタ・データ管理機能)	機能追加	生活保護システムから、健診情報の突合のための宛名番号を取り込みできること。	ID0350161「健康管理システムから、健診情報の突合のための宛名番号を取り込みできること。」に対して、保護者の宛名番号が生活保護システムから取り込み等の入手先インターフェースの記載が書出されない。また、現状において基本データリスト【第2.0版】においても宛名番号の定義がない。個人情報の真正性の確保において、医療受給者番号を付番する生活保護システムから宛名番号を取り込むことが現実的と考え、かつ健康管理システムの宛名番号と基本4情報と突合されることが必要。	代替案として、標準化法に記載された情報連携は、法により行内連携を可能とする法解釈を施す。	実績なし	実績なし					検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	ID0350130(他システム連携)	機能追加	生活保護システムに医療中間サーバーから提供されるJ-LIS突合情報、資格確認ファイル情報をデータ提供できること。	医療中間サーバーから提供されるJ-LIS突合情報や資格確認情報を生活保護システムを利用して確認する必要があるが、現在確認が人的作業となり、非効率となっているため	生活保護システムに医療中間サーバーから提供されるJ-LIS突合情報、資格確認ファイル情報をデータ提供できること。	実績なし	実績なし	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令				検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	ID0350175(健診情報管理)	その他	機能要件「健診情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。」に対して、資料「健診情報における個人情報確認方針及び手順について」(厚生労働省 令和6年2月 福祉事務所ポータルでの周知)を踏まえ、「健康に本人であると確認できた場合は、自治体の健康部局等から受領した健診情報は、修正をせずに登録を行ってください。」とあります。どのような場合、健診情報を修正する必要があり、実装必須の機能要件としたか教えてください。	修正機能が実装必須となる理由が不明のため		実績なし	実績なし	「健診情報における個人情報の確認方針及び手順について」(厚生労働省 令和6年2月 福祉事務所ポータルでの周知)				検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	ID0350154(健診情報管理)	機能追加	被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム(社会保険診療報酬支払基金所管)に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイル及びNDBファイルを作成できること。	NDBファイルの記載を追加し、福祉事務所側のシステムで何のデータを作成しなくてはならないか仕様として明示する。		実績なし	実績なし					検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	健診情報管理	機能追加	特定健診等データ収集システムに対して、NDBファイルを登録、削除登録、修正登録ができること	レセプト管理システムから特定健診等データ収集システムに対しての接続が認められているが、他福祉事務が登録した健診情報の引き継ぎを担い、NDBファイルの修正が必要に於いて実施できる機能が必要のため		実績なし	実績なし					検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	機能ID: 0350160(他システム連携)	誤記・整合性	健康管理システムから健康診査情報を照会できること。	生活保護システム標準仕様書機能構築要件(第2.1版)にて国民健康システムから健康管理システムに修正されています。レセプト管理システムの仕様においても誤記と考えています。		実績なし	実績なし					検討対象	ご意見の通り、健康管理システムが正しい記載となるため、機能要件の記載を修正します。	国民健康保険健康システムから健康診査情報を照会できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動内容及び異動内容をEUC機能等により確認できること	反映済み	非論点

機能要件	機能ID: 0350160(他システム連携)	実装区分変更	健康管理システムから健康診査情報を照会できること修正した上で、どちらでも実装できる必要があることから実装必須とする。	オンライン資格連携上、特定健診等データ収集システムへの連携は必須となっている。生活保護システム若しくはしせつ管理システムのどちらかで実装することが望ましいが、結果どちらも実装できなくてもよい仕様となっていたため、両システムにおいて実装必須と判断してほしい。		実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	ID0350130(他システム連携)	機能追加	生活保護システムに医療中間サーバーから提供されるマイナンバーカードの利用登録状況や解除状況、電子証明書の有効期間情報について、データ提供できること。	生活保護システムで実施する医療券の紙対応もしくはオンライン資格対応運用が必要情報となるが、医療券情報処理が煩雑な作業となることから生活保護システムに処理を導入しないと運用にならない。そのため基本情報の連携が必要。	生活保護システムにマイナンバーカードの利用登録状況や解除状況、電子証明書の有効期間情報について、情報提供できること。	実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
帳票一覧	帳票ID: 0210063	その他	帳票サイズをA3からA4にしたい	この帳票以外がA4サイズのため印刷する際に不便		実績なし	実績あり		検討対象	頂戴したご意見は、生活保護システム標準仕様書の帳票ID: 0210063「精神疾患入院要否意見書」に関するご意見として認識しました。頂戴したご意見は、自治体のカスタマイズ要望と想定されるため、帳票要件の修正は行わない予定です。		反映しない	非論点
機能要件	機能ID: 0350160 国民健康保険システムから健康診査情報を照会できること。 (以降、省略)	実装区分変更	連携元システムが「健康管理システム」である場合、実装区分は必須ではないか。	・詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」(2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料)および「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料」を参照のこと。 ・また、インターフェイスファイルの詳細については、令和6年1月25日発出の社援発0125第1号における「福祉事務所等が社会保険診療報酬支払基金に随時提出する被保護者の特定健康診査に相当する健康診査情報等について」、令和6年1月25日発出の社援発0125第2号における「福祉事務所等が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した被保護者の特定健康診査に相当する健康診査の実施状況に関する結果について」を参照のこと ・インターフェイスファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびしせつ管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実情に応じて、インターフェイスファイルの作成に当たり、生活保護システムもしくはしせつ管理システムを用いるかを選択できるものとする。	実装必須機能	実績あり(第1回、第2回、第3回、第4回)	実績なし	・詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」(2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料)および「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料」を参照のこと。 ・また、インターフェイスファイルの詳細については、令和6年1月25日発出の社援発0125第1号における「福祉事務所等が社会保険診療報酬支払基金に随時提出する被保護者の特定健康診査に相当する健康診査情報等について」、令和6年1月25日発出の社援発0125第2号における「福祉事務所等が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和6年度以降に実施した被保護者の特定健康診査に相当する健康診査の実施状況に関する結果について」を参照のこと ・インターフェイスファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびしせつ管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実情に応じて、インターフェイスファイルの作成に当たり、生活保護システムもしくはしせつ管理システムを用いるかを選択できるものとする。	検討対象	ご意見の通り、機能ID: 0350160「国民健康保険システムから健康診査情報を照会できること」については、「健康管理システムから健康診査情報を照会できること」の誤りであり、オンライン資格確認の運用において、健康管理システムとの連携は、実装必須な機能であるため、実装区分を標準オプション機能から実装必須機能に修正します。なお、生活保護システムにおける同機能については、すでに実装必須機能と定義されています。	実装区分を「実装必須機能」に変更	反映済み	非論点
機能要件	6ページの特定健診情報管理機能の機能名特長書1機能ID0350154	その他	確認です。健診情報の削除というのは、誤登録NDBファイルの削除も含まれますか。			実績なし	実績なし		検討対象	ご意見を踏まえて、オンライン資格確認の担当チームに確認し、機能要件の更新を検討します。		次年度以降反映検討	非論点
機能要件	4.4 データ検索	機能追加	検索結果をCSV出力できること	廃止の要否判定など、医療点数を一定の期間合算した額を判定根拠の一つとして用いるため	検索結果をCSV出力できること	実績なし	実績なし	なし	検討対象	ご意見について把握いたしましたが、特定の自治体における利便性のための機能が、複数の自治体で共通して必要な機能が判断できないため、次版において改定は行わない予定です。		反映しない	非論点